

資料－2

令和5年1月26日  
奄美大島海区漁業調整委員会資料

浮魚礁敷設承認申請について（協議）





# 浮魚礁敷設承認申請書

令和4年11月29日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所 鹿児島県大島郡和泊町手々知名512-192

氏 名 えらぶ漁業集落 会長 関根 博和

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



奄美大島海区漁業調整委員会指示第1-3号の1の(1)の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

1 申請の理由（目的、管理、利用方法等を詳しく明示すること）

中層漁礁設置による漁獲量の増大、所得の向上をはかる。魚礁本体には設置者名及び連絡先等を表示する。異常等が見られた際には設置者の責任において復旧を行う。

2 浮魚礁の敷設位置（海図を使用して記載した位置図を添付）

水深 80～100m

世界測地系 北緯27° 24.956 東経128° 36.272

北緯27° 22.016 東経128° 39.574

3 浮魚礁の種類及び構造（構造の詳細を示した図面を添付）

種類 中層型漁礁

構造 別紙

4 浮魚礁の敷設期間

令和4年12月以降（奄美海区漁業調整委員会承認後から）

5 対象魚種

マグロ、シイラ、サワラ等

6 操業の方法

一本釣り、曳き縄

7 操業者数及び操業隻数

25名、25隻程度

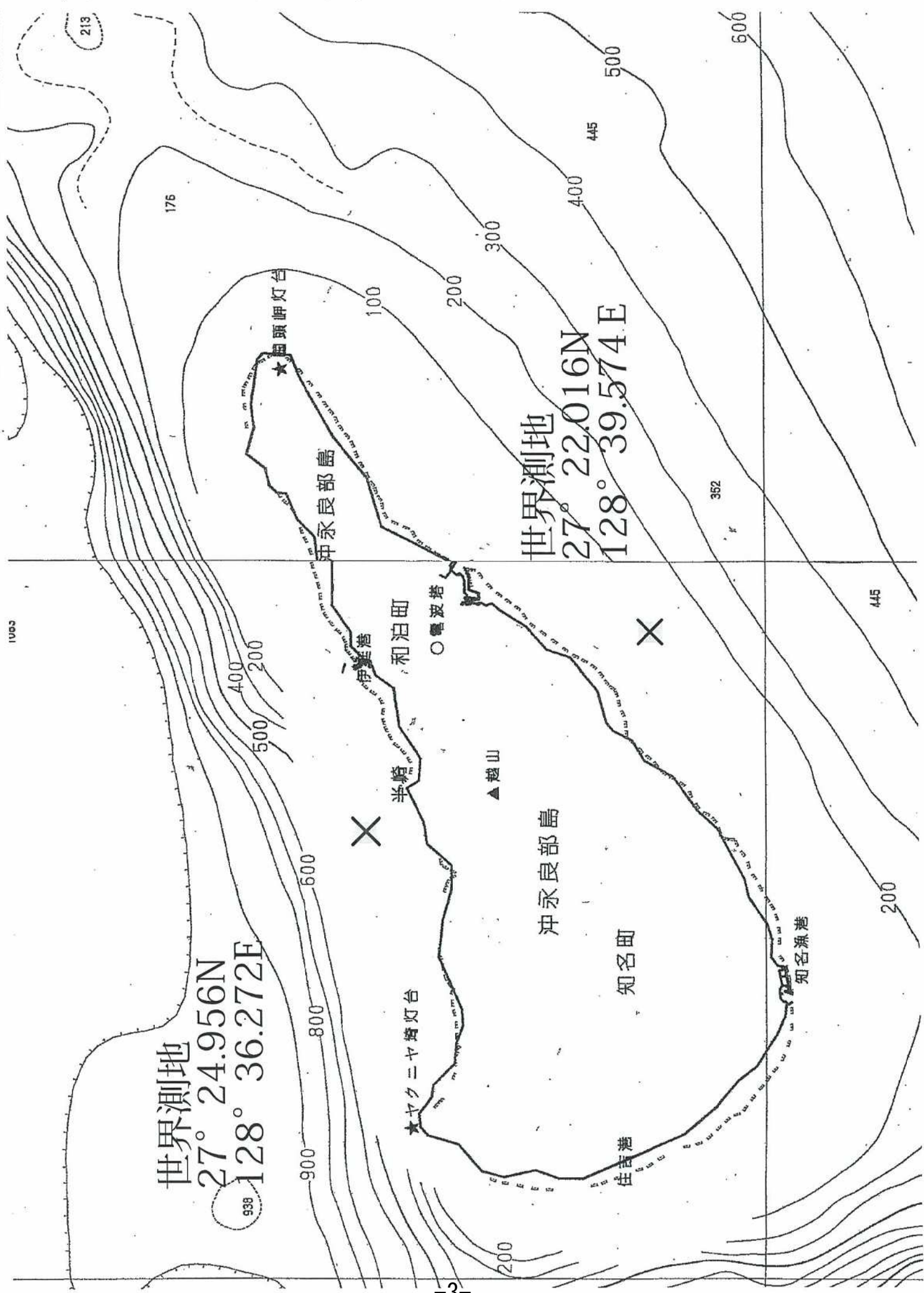
世界測地

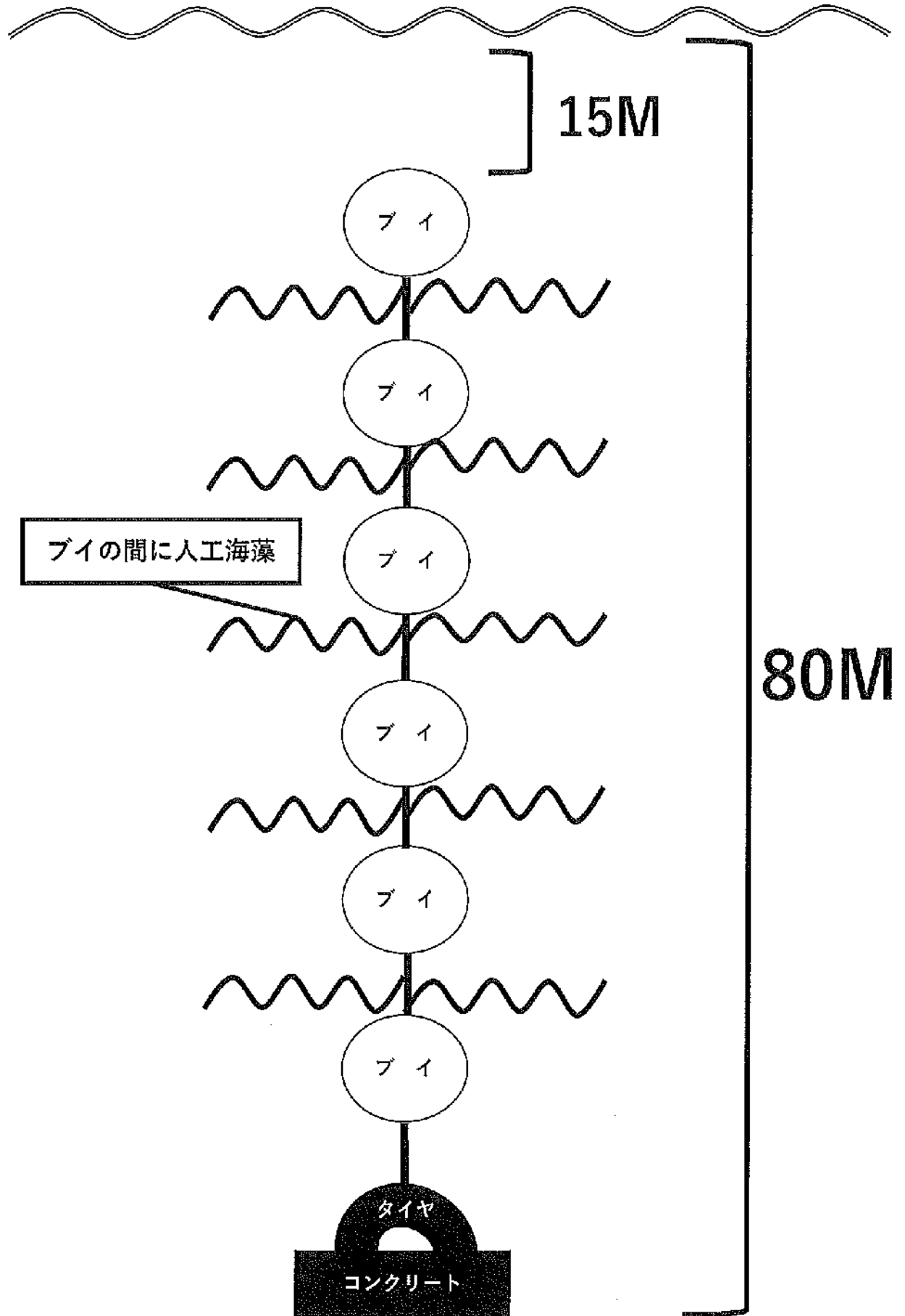
27° 24.956N  
128° 36.272E

938

世界測地

27° 22.016N  
128° 39.574E





## えらぶ漁業集落における浮漁礁の管理体制

えらぶ漁業集落が敷設する中層漁礁の管理体制及び管理責任については、以下のとおりとする。

### 1. 管理組織

①中層漁礁管理責任者（以下「管理責任者」という。）

（職務）敷設した浮漁礁の管理監督を行い、その責任を負う。

管理責任者 えらぶ漁業集落代表 関根 博和

②中層漁礁管理担当者（以下「管理担当者」という。）

（職務）管理責任者が任命し、管理等に係る実務を行う。

管理担当者 宗岡 裕介

③えらぶ漁業集落構成員（以下「構成員」という。）

（職務）中層漁礁の状況等について、適宜、管理担当者への報告を行うとともに、指示を受け適正な管理に努める。

漁業集落構成員約25名

### 2. 管理体制

構成員が、中層漁礁を利用して操業する際は、浮漁礁の状況について必ず確認する。

その際に、流失・破損等の異常を発見した場合は、別紙「事故発生時の対応フロー」に従い対応する。

### 3. 中層漁礁に係る管理責任及び第三者への損害発生時の補償等

当該中層漁礁については、敷設期間中は、管理責任者及び構成員が責任をもって維持管理し、耐用年数5年を経過した後は、責任をもって回収、処分するものとする。

また、敷設期間中、当該中層漁礁が原因となる事故により、第三者に損害を与えた場合は、管理責任者及び構成員が、その損害について責めを負うものとする。

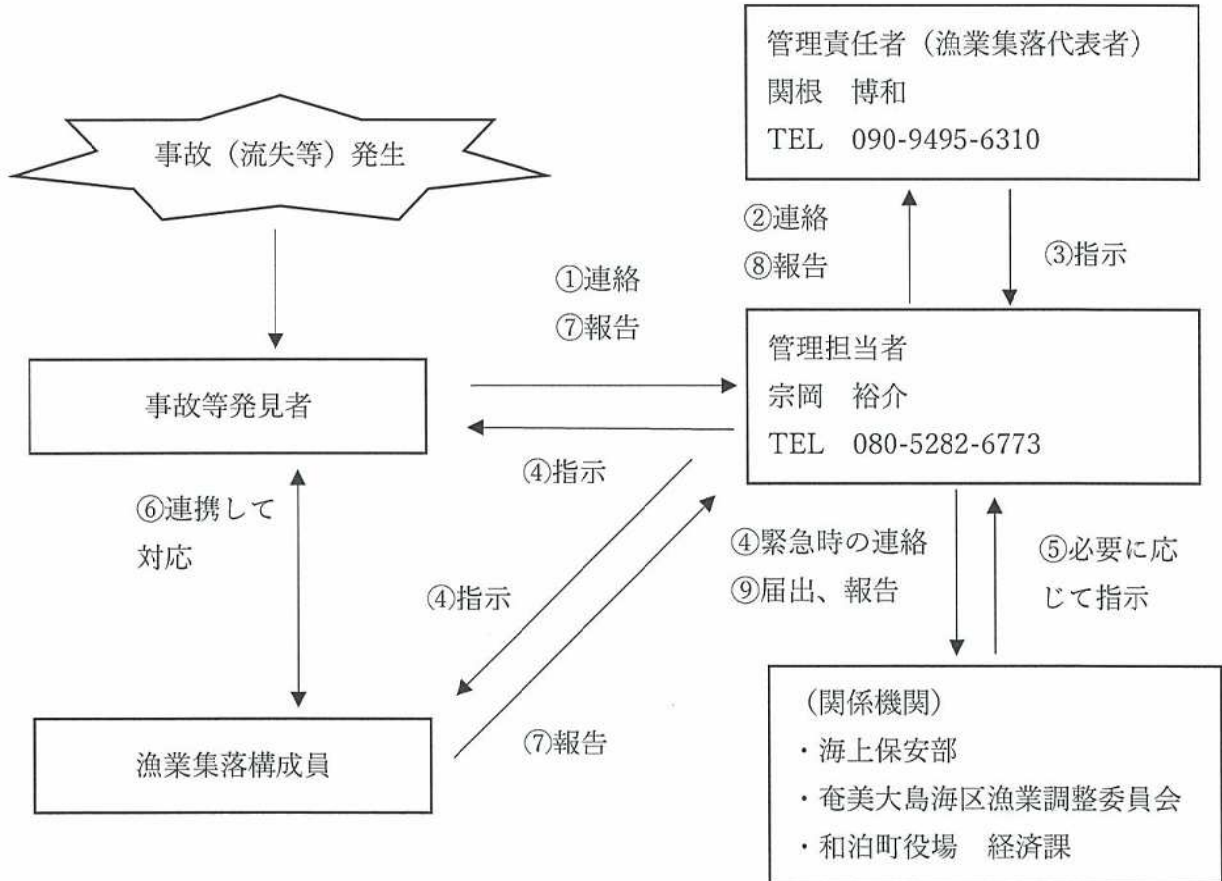
令和4年11月29日

えらぶ漁業集落 会長 関根 博和



(別紙)

事故発生時の対応フロー



①事故等発見者（以下「発見者」という。）は、管理担当者に連絡する。

②管理担当者は、管理責任者に連絡し対応について指示を仰ぐ。

③管理責任者は管理担当者に指示をする。

④管理担当者はその指示内容を発見者及び構成員に伝える。

緊急の必要がある場合は、海上保安部及び奄美大島海区調整委員会（以下「委員会」という。）、市町村に連絡する。

⑤管理担当者は、海上保安部、委員会及び市町村から指示を受けた場合は、その指示に従い、管理責任者及び構成員と連携して対応する。

⑥発見者及び構成員は管理担当者の指示に従い、事故被害の復旧（流失中層漁礁の捜索含む。）を行う。

⑦発見者及び構成員は、事故発生の復旧に係る対応結果を管理責任者に報告する。

⑧管理担当者は事故等の対応状況及び対応結果を管理責任者に報告する。

⑨中層漁礁が流失した場合は、委員会指示に従い海上保安部及び委員会に届出を行うとともに、市町村にも報告する。



令和4年11月7日

とくのしま漁業協同組合 御中

鹿児島県大島郡和泊町手々知名 512-192

えらぶ漁業集落

会長 関根 博和



令和4年度中層型浮漁礁設置の同意について (お願い)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当集落の事業運営に格別のご配慮、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、当集落では漁獲量向上を目的として別紙のとおり中層漁礁の設置を計画しております。同意書に御署名、押印のうえご返送をお願い致します。

お手数おかけいたしますが宜しくお願い致します。 謹白

---

## 同意書

上記について同意します。

令和 4 年 11 月 14 日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津7428番地

とくのしま漁業協同組合

氏名

代表理事組合長 徳 田



令和4年11月7日

与論町漁業協同組合 御中

鹿児島県大島郡和泊町手々知名 512-192

えらぶ漁業集落

会長 関根 博和



令和4年度中層型浮漁礁設置の同意について (お願い)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当集落の事業運営に格別のご配慮、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、当集落では漁獲量向上を目的として別紙のとおり中層漁礁の設置を計画して

おります。同意書に御署名、押印のうえご返送をお願い致します。

お手数おかけいたしますが宜しくお願い致します。 謹白

## 同意書

上記について同意します。

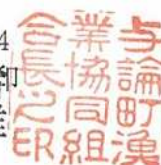
令和 4 年 11 月 14 日

氏名

鹿児島県大島郡与論町茶花 241-4

与論町漁業協同組合

代表理事組合長 西 武 雄



令和4年11月17日

奄美海運 株式会社 御中

鹿児島県大島郡和泊町手々知名 512-192

えらぶ漁業集落

会長 関根 博和



令和4年度中層型浮漁礁設置の同意について (お願い)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当集落の事業運営に格別のご配慮、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、当集落では漁獲量向上を目的として別紙のとおり中層漁礁の設置を計画しております。同意書に御署名、押印のうえご返送をお願い致します。

お手数おかけいたしますが宜しくお願い致します。 謹白

---

## 同意書

上記について同意します。

令和 4 年 11 月 29 日

氏名 奄美海運株式会社  
代表取締役 本坊隆幸



令和4年11月17日

マルエーフェリー 株式会社 御中

鹿児島県大島郡和泊町手々知名 512-192

えらぶ漁業集落

会長 関根 博和



令和4年度中層型浮漁礁設置の同意について (お願い)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当集落の事業運営に格別のご配慮、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、当集落では漁獲量向上を目的として別紙のとおり中層漁礁の設置を計画しております。同意書に御署名、押印のうえご返送をお願い致します。

お手数おかけいたしますが宜しくお願い致します。 謹白

## 同意書

上記について同意します。

令和 4 年 11 月 22 日

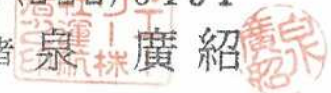
〒892-0835 鹿児島市城南町45番地1号  
奄美・沖縄フェリーターミナル1階

氏名

マルエーフェリー株式会社

TEL099 (222) 0191

運航管理者 泉 廣 紹



令和4年11月17日

マリックスライン 株式会社 御中

鹿児島県大島郡和泊町手々知名 512-192

えらぶ漁業集落

会長 関根 博和



令和4年度中層型浮漁礁設置の同意について（お願い）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当集落の事業運営に格別のご配慮、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、当集落では漁獲量向上を目的として別紙のとおり中層漁礁の設置を計画しております。同意書に御署名、押印のうえご返送をお願い致します。

お手数おかけいたしますが宜しくお願い致します。 謹白

---

## 同意書

上記について同意します。

令和 4 年 11 月 22 日

マリックスライン株式会社

氏名 運航管理者 上村 光広





十 奄 交 第 2 4 5 号  
令和 4 年 1 2 月 2 3 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

奄美海上保安部長



浮漁礁敷設に伴う協議について (回答)

令和 4 年 1 2 月 1 日付、奄海委第 3 5 号により協議のありました件については、下記事項を厳守して頂くことにより、航行安全上特に支障はありません。

記

- 1 「浮漁礁敷設承認申請書」に記載の設置位置、管理体制及び流失防止対策を厳守し適正な管理を行う。
- 2 敷設物件に管理者名及び連絡先を表示する。

# 奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第1－3号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月17日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

## 1 敷設の承認等

(1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

(2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。

(3) 平成29年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第28－1号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

# 浮魚礁敷設承認取扱要領

(承認の対象者)

第1 浮魚礁の敷設承認（以下「敷設承認」という。）の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認の申請)

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

- (1) 敷設位置図
- (2) 浮魚礁構造図
- (3) 標識灯の一般仕様書
- (4) 関係漁業協同組合（隣接する漁業協同組合を含む。）の同意書
- (5) 船舶会社の同意書
- (6) その他委員会が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

(海上保安部との協議)

第3 委員会は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議するものとする。

(公聴会の開催)

第4 委員会は、第1に規定する者から敷設承認の申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することがある。

(承認証の交付)

第5 委員会は、敷設承認に当たっては、別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとし、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(承認期間)

第6 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

(敷設場所の変更)

第7 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶の航行上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更することを条件として承認することがある。

(承認の制限又は条件)

第8 敷設承認に当たっては、敷設承認を受けた者に対し、次の制限又は条件を付す。

- (1) 浮魚礁（中層魚礁を除く。）には、昼夜を問わずレーダー及び目視により航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならないこと。
- (2) 浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (3) 浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならないこと。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は浮魚礁補充届（別記第6号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (5) 毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を委員会に報告しなければならないこと。



(承認の変更又は取り消し)

第9 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付することがある。

2 委員会は、敷設者が敷設承認の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、当該敷設承認を取り消すことがある。

(取扱要領の改正)

第10 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和5年3月31日限りその効力を失う。